

山梨県立やまなしパラスポーツセンター 指定管理者募集等に関する質問への回答

令和6年7月10日 スポーツ振興課

No.	質問内容	回答
1	<p>募集要項 p.2 第3 募集の内容</p> <p>1 指定管理者が行う業務</p> <p>「管理運営業務に当たってはパラスポーツ指導員を1名以上配置してください」の記載がありますが、パラスポーツ指導資格は初級、中級、上級がありますが、初級でも問題ないでしょうか。</p>	<p>初級でも問題ありません。</p> <p>ただし、運営業務に当たり、常時1名はパラスポーツ指導員が配置されるようにしてください。</p>
2	<p>募集要項 p.2 第3 募集の内容</p> <p>1 指定管理者が行う業務</p> <p>「業務の遂行にあたっては、やまなしスポーツアドバイザーの提言や助言を踏まえてください」の記載がありますが、「やまなしパラスポーツアドバイザー」とはどのような方なのでしょうか。インターネットにおいて「やまなしパラスポーツアドバイザー」を検索しても見つかりません。「パラスポーツコーディネーター」とは別にいらっしゃるのでしょうか。また、業務遂行にあたって上記のアドバイザーに提言や助言を求める範囲はどの程度を想定されていますか。</p>	<p>やまなしパラスポーツアドバイザーは、今年度から県で設置し、本県のパラスポーツ施策の推進について、専門的な知見による支援や助言を受けており、パラスポーツコーディネーターとは別の職となります。</p> <p>提言・助言の範囲については、県でパラスポーツ施策推進のために定期的実施している協議・打合せの場に、必要に応じて同席していただくことを想定しています。</p>
3	<p>設置及び管理条例 第十条 別表</p> <p>募集要項(利用時間)において「4月1日から9月30日までの間の土曜日は午後10時までとします」と記載されておりますが、条例における夜の利用料金は午後6時～午後9時までしか設定されておりません。</p> <p>備考として「超過時間に対する利用料金の限度額は、一日の金額を時間割により算定した額とする」と記載がありますが、一日料金(6,600円)を9時間で除すると730円になります。1時間730円は条例で定める夜間1時間料金(1,100円)や日中の1時間料金(910円)よりも安値になりますが、この理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>その理解で結構です。</p> <p>料金については、条例上の金額を超えない範囲で、指定管理者が設定してください。</p>

4	<p>設置及び管理条例 第十条 別表</p> <p>「二分の一未満の利用をする場合にあっては、それぞれの額の二分の一に相当する額とする」の記載から四分の一の利用(バドミントン1面など)の利用も可能かと思われませんが、その場合、実際の利用面積は四分の一でも二分の一占有利用と見なして利用料金は二分の一という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>二分の一未満の利用についての料金は、それぞれの額の二分の一を超えない範囲で指定管理者が設定してください。</p>
5	<p>設置及び管理条例 第十条 別表</p> <p>(1) 冷暖房について、利用が全面でも二分の一でも一律1,130円ということでしょうか。</p> <p>(2) 冷暖房について、違う団体・個人が二分の一ずつ利用している場合について</p> <p>① 双方冷暖房を利用したい場合、双方から1,130円を徴収するのでしょうか。双方から565円徴収するのでしょうか。</p> <p>② 冷暖房を利用したい団体が片方の場合「冷暖房料の負担は片方だけ」という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>③ 先に利用している団体が冷暖房をした場合、あとから入ってきた利用者は冷暖房料金を支払う必要がありませんか。</p> <p>(3) 多目的室を利用する場合の冷暖房料金は無料でしょうか。</p>	<p>(1)</p> <p>冷暖房の利用については、貸出面積にかかわらず、一時間当たり1,130円を超えない範囲で、指定管理者が設定してください。</p> <p>(2) ①②③</p> <p>複数の個人・団体が利用する場合の料金については、一時間当たり1,130円を超えない範囲で、指定管理者が設定してください。</p> <p>(3)</p> <p>無料です。</p>
6	<p>管理運営業務の内容及び基準 p.7・資料4</p> <p>3 その他管理運営に当たって留意すること</p> <p>管理運営業務の内容及び基準において「やまなしくらしねっと」の施設予約システムを活用してくださいと記載されていますが、資料4には「WEBサイトに申込書式を掲載しておき、それに記入のうえ、郵送・メール・FAX等で申請を受ける」と記載されています。「施設の予約システムの活用」と「郵送・メール・FAX」ではかなり違いがあるように思われますが、どちらを用いるのでしょうか。</p> <p>また、「郵送・メール・FAXでの申請」の場合、電話での予約は受け付けないのでしょうか。</p>	<p>「やまなしくらしねっと」の施設予約システムを活用してください。</p> <p>資料4の「郵送・メール・FAX」による申請についての記載は、センター利用の基本ルールを作成する際の参考として示しているものであり、「やまなしくらしねっと」に加え、郵送・メール・FAX・電話等、利用者の利便性を考慮した運用をご検討ください。</p>

7	<p>設置及び管理条例施行規則 第三条</p> <p>障害者およびその介護を行う者が利用する場合、基本的には全額免除と思われませんが、下記事項についてお尋ねします。</p> <p>①利用団体の中に1名でも障害者の方がいらっしゃる場合は全額免除となるのでしょうか。</p> <p>②冷暖房、器具、シャワーなども免除でしょうか。</p> <p>③「パラスポーツに関する催し及び講座を年間24回以上」「障害や年齢、性別を問わず交流を行う催し及び講座を年間12回以上実施すること」とされていますが、この参加料は有料でも良いのでしょうか。</p> <p>④パラスポーツセンターがその機能を発揮することは、大変意義深いものであることは疑いのないのですが、一方で施設運営の観点からは、本来の機能を発揮するのと比例して利用料収入は減少することが見込まれます。減免利用による収入源は一般利用や自主事業で賄う以外にないと思われませんが、県が求めるサービス水準（年間延べ利用者数17,000人）のうち、障害者の方の利用割合がどの程度ならばパラスポーツセンターの機能を発揮していると評価していただけるのでしょうか。</p>	<p>①障害者がいる場合は、全額免除となります。また、障害者団体が利用する場合も構成員に関わらず免除となります。</p> <p>②免除となります。</p> <p>③当該催し及び講座は、指定管理業務であり、障害者の生きがいの創出及び社会参加の促進、パラスポーツに対する県民の理解促進を図るため、より多くの方が気軽に参加できるように参加料は無料で実施してください。</p> <p>④障害者の利用割合がどの程度が適切かは一概に示すことはできませんが、積算上は障害者と健常者の利用割合を50%:50%と想定しております。</p> <p>なお、センターの機能発揮を評価するには、障害の有無や年代など、どのような方・団体が、どのような目的で、どの程度利用しているかのデータを整理・分析することが必要不可欠と考えます。</p>
8	<p>管理運営業務の内容及び基準 資料4</p> <p>指定管理者がセンター内の基本ルールを設定することとされており「補助犬(盲導犬、聴導犬、介護犬等)を伴っての入館は可能」と記載されていますが、補助犬を待機させる場所は想定されていますか。</p>	<p>想定していません。センター内の基本ルールを設定する際にご検討ください。</p>
9	<p>管理運営業務の内容及び基準 p.4・資料4</p> <p>運営業務の内容及び基準(4頁)では「多くの利用が見込まれる場合には、駐車整理のため要員を配置するなど、必要な措置を講ずること」とされており、資料4では「事業の実施日等混雑時には駐車場誘導スタッフを配置して車両の誘導を図る」とされています。実際のところ指定管理施設における駐車場は約40台と推察されます</p>	<p>駐車場は、52台(うち車椅子用:6台、軽自動車:4台)を予定しています。</p> <p>要員配置は必須ではありませんが、利用形態等も踏まえ、安全な運用のための必要な措置を検討・実施してください。</p> <p>なお、指定管理者の判断により、大会の主催者に依頼しても構いませんが、最終的な責任は指定管理者にありますので、運用は適切に行っ</p>

	が、誘導スタッフの配置は必須でしょうか。誘導スタッフは指定管理者だけでなく大会等の主催者でも良いのでしょうか。	てください。
10	現場見学会において「体育館フロアの様子を確認できるカメラの設置を予定されていない」という説明がありましたが、限られた人員での管理運営が想定される中で安全面や円滑な運営に際してカメラの設置を検討していただけますでしょうか。	追加工事が可能か検討しますので、設置の有無については、第2回の質問の際に回答します。
11	屋上スペースへの通路として階段を利用していました。足の不自由な方や車椅子の方はどのようにして屋上に上がることを想定していますか。今回の指定管理対象外となる本館と別館を結ぶ廊下を想定しているのでしょうか。	旧青少年センター本館のエレベーターを使用して2階に上り、屋外連絡通路を通して屋上スペースへの移動を想定しています。
12	職員の駐車スペースはありますか。ある場合は場所や台数を教えてください。ない場合はどのように対応すればよいのでしょうか。	敷地内の駐車スペースは、基本的には利用者用の駐車場として52台を予定しており、職員用は指定管理者の責任で確保してください。 なお、運用上支障のない範囲で、職員が駐車することは、差し支えないと思います。
13	利用料金に「入場料を徴収する大会」や「プロスポーツ」の料金設定はありませんか。	ありません。
14	アリーナを1/2に仕切るネット等は整備される予定でしょうか。	体育館の西側と東側を1/2で分けられるようネットが整備されます。また、西側はバドミントン3面のコートがあり、1面だけ仕切られるようにネットが整備されます。 資料5を参照してください。
15	夜間の利用時間(21時から22時)は、片付け等を含めた退館時間という理解でよろしいでしょうか。	利用者は、夜間も含め、いずれの利用時間も片付け等を含めて時間内に退館する必要があります。
16	清掃業務員の待機スペースとなる場所を確保するために、事務室・救護室の一部をパーティション等で仕切ることは可能でしょうか。	可能です。
17	要介護認定の方(障害者ではない)が「車椅子スポーツ」等で利用する場合、利用者の中に障害者の方が居ない場合は一般料金としてよろしいか。	要介護認定の方は、障害者ではないため、一般料金となります。
18	施設内の広告表示制限について特に記載がないと思われませんが、自主事業として施設内にパ	自主事業は、施設の設置目的に合致しており、かつ指定管理業務の実施を妨げない範囲に

	<p>ラスポーツに理解のある企業の広告・看板などを設置して、その広告料を収入とすることは問題ないでしょうか。</p>	<p>において、パラスポーツの普及に関することや利用者の利便性向上に資することを目的としています。</p> <p>質問の内容のみでは自主事業に該当するか判断できませんので、より詳細な自主事業計画書を提出していただき、内容を精査の上、判断となります。</p> <p>なお、看板等の設置については、施設の目的外であるため、目的外使用許可の手続きが必要になります。</p>
19	<p>ネーミングライツ以外の広告料収入を指定管理者が得ることは可能でしょうか。</p> <p>(例：体育館内へ広告看板の設置等)</p>	<p>広告のみで収入を得ることはできません。自主事業に関わる広告収入について、より詳細な自主事業計画書を提出していただき、内容を精査の上、判断となります。</p> <p>なお、看板等の設置については、施設の目的外であるため、目的外使用許可の手続きが必要になります。</p>
20	<p>指定管理業務とは別の業務をしている社員が会計事務などを兼務した場合、職員の人件費を費用計上することは可能でしょうか。</p>	<p>当該職員の人件費全額ではなく、指定管理業務の会計事務に係る人件費については、計上していただいて構いません。</p> <p>なお、業務の実施にあたっては、「山梨県立やまなしパラスポーツセンター管理運営業務の内容及び基準」に示されている人数及び基準を満たす必要があります。</p>
21	<p>体育館内での飲食は可能でしょうか。(イベント開催時など)</p>	<p>可能です。</p>
22	<p>体育館内でフットサル利用は可能でしょうか。</p>	<p>体育館の設備の関係で、確認する必要がありますので、利用の可否については、第2回の質問の際に回答します。</p>
23	<p>募集要項 p.27 様式 2-② その2</p> <p>人件費の手当と管理費の原材料費、事務費の負担金は具体的に何を想定されていますでしょうか。</p>	<p>人件費の手当は、扶養手当、通勤手当、地域手当、期末手当、勤勉手当を想定しております。</p> <p>管理費の原材料費及び事務費の負担金については、具体的な想定はございませんが、管理運営経費として当科目に計上するものがあれば記載していただき、なければ計上する必要はありません。</p>
24	<p>施設の屋内、屋外(屋上スペースや駐車場)において物品の販売行為に対する制限はありますか</p>	<p>自主事業として、施設の設置目的に合致しており、パラスポーツの普及に関することや利用</p>

	か。	者の利便性向上に資することを目的としてい れば可能です。
25	施設内で興行を行うことは可能でしょうか。 (例：有料によるパブリックビューイング等)	自主事業として、施設の設置目的に合致して おり、パラスポーツの普及に関することや利用 者の利便性向上に資することを目的としてい れば可能です。